

# 北海道公報

## 目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

### 告示

- 特定調達契約(広報誌の運送及び配布業務)に係る資格に関する公示 (広報広聴課) 一四〇
- 特定調達契約(広報誌の運送及び配布業務)に係る入札の公告 (広報広聴課) 一四四
- 一般競争入札の実施 (生活振興課) 一四六
- 平成十三年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その七) (保健福祉部総務課) 一四八
- 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正 (保健福祉部総務課) 一四〇
- 平成十三年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その七) (農政課) 一五一
- 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正 (農政課) 一五四
- 土地改良法による道管換地計画の決定 (農地調整課) 一五六
- 国土調査の成果の認証 (農地調整課) 一五六
- 土地改良区の役員の退任の届出 (土地改良指導課) 一五六
- 道管土地改良事業計画の決定 (土地改良指導課) 一五六
- 道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一五六
- 平成十四年度北海道立大学の農業機械研修の実施 (農業改良課) 一五七
- 特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認 (水産経営課) 一六一
- 漁船保険付保義務の発生のための同意の確認 (水産経営課) 一六一
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一六一
- 土地収用法による事業の認定 (建設部総務課) 一六一
- 山村振興法による市町村道の代行工事の完了 (道路計画課) 一六三
- 道路の区域の決定 (道路整備課) 一六三
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 一六三
- 道路の供用の開始(二件) (道路整備課) 一六五
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一六六
- 海岸保全区域指定の一部改正 (砂防災害課) 一六六

### 公表

- 都市計画の変更の決定 (都市計画課) 一六六
- 都市計画法第六十六条の規定による都市計画法の事業計画の変更(四件) (都市環境課) 一六六
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 一六七
- 一般競争入札(物品の購入)の実施 (物品管理課) 一六八
- 第九次北海道鳥獣保護事業計画の樹立について (自然環境課) 一六九
- 特定鳥獣保護管理計画の樹立について (自然環境課) 一六九
- 争議行為の通知 (労政福祉課) 一六九
- 地方臨時種畜検査の実施 (酪農畜産課) 一六九
- 北海道立野幌森林公園駐車場の供用期間の変更 (自然環境課) 一六九
- 支庁告示 (支庁告示) 一六九
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (支庁告示) 一六九
- 道帯広土木現業所告示 (支庁告示) 一七〇
- 一般競争入札による道有財産(土地)の売払い (支庁告示) 一七〇
- 道立畜産試験場告示 (支庁告示) 一七〇
- 一般競争入札(空調暖房設備保守点検業務)の資格に関する公示 (支庁告示) 一七〇
- 一般競争入札(空調暖房設備保守点検業務)の実施 (支庁告示) 一七一
- 道教育庁渡島教育局告示 (支庁告示) 一七二
- 一般競争入札(道立高等学校消防用設備等点検業務)の実施 (支庁告示) 一七二
- 一般競争入札(道立特殊教育諸学校消防用設備等点検業務)の実施 (支庁告示) 一七三
- 道教育庁十勝教育局告示 (支庁告示) 一七三
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (支庁告示) 一七五
- 道選挙管理委員会告示 (支庁告示) 一七五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 (支庁告示) 一七六
- 選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (支庁告示) 一七七
- 道警察本部告示 (支庁告示) 一七七
- 一般競争入札に係る資格に関する公示 (支庁告示) 一七八
- 一般競争入札の実施に関する公告(二件) (支庁告示) 一七九
- 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示 (支庁告示) 一八一
- まぐろ釣り漁業に係る委員会指示 (支庁告示) 一八一
- まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業に係る委員会指示 (支庁告示) 一八三
- 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公告 (支庁告示) 一八三
- 北海道情報公開条例の施行に関する日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 (支庁告示) 一八三



次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする特定役務の名称

(イ) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1部当たりの単価（単価には、配布手数料を含まない。）

(ロ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、町内会等住民組織に支払う配布手数料13円を含む。）

(ハ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、新聞販売店に支払う配布手数料15円を含む。）  
 数量（札幌市分3,320,000部を除く。）

次の部数を年4回に分けて配布する。

(ニ) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 調達予定数量 2,272,000部

(ホ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 調達予定数量 3,234,000部

(ヘ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 調達予定数量 758,000部

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結年月日から平成15年3月31日まで

(4) 履行場所 別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道告示第380号に規定する広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
 北海道総合企画部政策室広報広聴課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階  
 4号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総

企画部政策室広報広聴課）

(2) 入 札 日 時 平成14年4月25日 午後2時

（郵送による場合は、平成14年4月24日午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
 北海道総合企画部政策室広報広聴課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。  
 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成14年3月29日 午後2時  
 イ 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
 北海道庁赤れんが庁舎2階 4号会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 368

第 1348 号

報 公 道 海 北

- (5) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (7) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

a. Nature

- (a) Transportation of the public relations magazine "HOKKAIDO" to municipalities and citizens organizations including neighborhood associations.  
Cost per copy (no commission is included)
- (b) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via neighborhood associations and other citizens organizations.  
Cost per copy (including ¥13, commission for citizens organizations)
- (c) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via newspaper agencies.  
Cost per copy (including ¥15, commission for newspaper agencies)

b. Estimated quantity

The following publications will be distributed at 4 times in a year.

- (a) 2,272,000 copies for the service described above as 1.a.
- (b) 3,234,000 copies for the service described above as 1.b.
- (c) 758,000 copies for the service described above as 1.c.

B. Bid tendering date and time :

2 : 00 P. M., April 25, 2002

C. Contact :

Public Information and Opinions Division Office of Policy Administration, Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.  
Phone : 011-231-4111 Ext. 23-368

北海道告示第 392 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 北海道立消費生活センター移転に伴う原状復帰工事
- (2) 工事の場所 札幌市中央区北4条西7丁目 緑苑木下ビル
- (3) 工事の期間 契約締結日から平成14年5月29日まで
- (4) 工事の概要 建設工事（撤去、補修など）  
電気工事（撤去、改造など）  
設備工事（衛生給排水、冷暖房、ガス等設備の撤去、改造など）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 北海道における建築工事の競争入札参加資格がD等級に格付けされており、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する「建築工事業」の許可を受けていること。
- (2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づき指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、入札参加申請時において既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (3) 過去10年間に（平成4年度以降）に、建物の改修で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績（民間工事を含む。）を有する者であること。

なお、建物の改修で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で500㎡以上の建築物に係る内部改修工事

(4) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、所定の申請書に次の書類を添付して提出すること。

- ア 類似工事施工実績調査書
- イ 類似工事施工実績を証明する書面（契約書の写し）
- ウ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

(2) 提出期間

平成14年3月15日（金）から22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活振興課消費生活室

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はフアクシミリ等によるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査  
この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成14年3月27日（水）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 入札参加資格がないと認められた者は、平成14年4月3日（水）まで書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求められることができる。  
なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送又はフロッピー等によるものは受け付けない。  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活振興課消費生活室

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活振興課消費生活室

7 入札執行の場所及び日時  
(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部1号会議室（郵送による入札は認めない。）  
(2) 入札日時 平成14年4月10日（水）午前10時

8 郵便等による入札  
郵便及び電報による入札は認めない。

9 契約者 北海道知事 堀 達也（委任状・入札書の宛先）

10 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出  
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の

入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(2) 契約保証金  
ア 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。  
イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。  
イ アイの履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定までの期間以上のものであること。  
ウ アイの公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものであること。  
エ 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出すること。  
オ 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期間までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出すること。

13 図面、仕様書等（以下「設計図面等」という。）の閲覧等  
入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。  
(1) 閲覧期間 平成14年3月15日（金）から4月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで  
(2) 閲覧場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活振興課消費生活室

14 支払条件  
(1) 前金払 契約金額の4割に相当する額以内を前金払いする。  
(2) 部分払 しない。

15 契約書作成の要否  
要

16 その他

- (1) 最低制限価格を設定している。
- (2) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) この入札及び契約は調達手続の停止等が有り得る。
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) この入札に参加する者は、別に定める建設工事競争入札心得を承知すること。
- (6) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び精算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
- (7) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- (8) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除す

ることがある。

(9) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部生活振興課消費生活室

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 161

---

**北海道告示第 393 号**

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

(保健福祉部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
<p>1 身体障害者福祉施設整備事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生援護施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>身体障害者更生援護施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設整備費</p> <p>(2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>2 知的障害者福祉施設整備事業 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者援護施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知的障害児施設及び「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日児発第496号厚生省児童家庭局長通知）に基づく重症心身障害児（者）通園事</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>知的障害者援護施設、知的障害児施設又は重症心身障害児（者）通園事業施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施設整備費</p> <p>(2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	

<p>業施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>						<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>3 老人福祉施設整備事業 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設、痴呆性高齢者グループホーム及び「在宅複合型施設の整備について」（平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく在宅複合型施設整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>老人福祉施設、痴呆性高齢者グループホーム又は在宅複合型施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>4 児童厚生施設整備事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）社会福祉法人（札幌市の区域内に施設を新設し、又は札幌市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>児童館又は児童センターの整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 施設整備費（本体工事に限る。） (2) 設備整備費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>5 保育所整備事業 児童福祉法に基づく保育所の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>保育所の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内 過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業にあつては、12分の11以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>6 児童養護施設整備事業 児童福祉法に基づく児童養護施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人（札幌市の区域内に施設を新設し、又は札幌市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>児童養護施設の整備に必要な経費であつて、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	

第 1 3 4 8 号

報 告 書

<p>7 児童家庭支援センター整備事業 児童福祉法に基づく児童家庭支援センターの整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人(札幌市の区域内に施設を新設し、又は札幌市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。)</p>	<p>児童家庭支援センターの施設整備に必要な経費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>8 へき地保育所整備事業 「へき地保育所の設置について」(昭和36年4月3日児発第76号厚生事務次官通知)に基づくへき地保育所の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村(札幌市及び旭川市を除く。)</p>	<p>へき地保育所の整備に必要な経費であつて、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>9 子育て支援のための拠点施設整備事業 「子育て支援のための拠点施設の設置について」(平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知)に基づく子育て支援のための拠点施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村(札幌市及び旭川市を除く。)</p>	<p>子育て支援のための拠点施設の整備に必要な経費であつて、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>10 民間社会福祉施設整備事業(業務省力化設備整備事業) 民間社会福祉施設における業務省力化設備の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人、社会福祉事業を行う民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「民法法人」という。 )及び日本赤十字社(札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備する社会福祉法人、社会福祉事</p>	<p>業務省力化を図るための機器の購入費及びその設置に係る工事費又は工事請負費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第1号様式 見積書(写) 見積内訳書(写)</p>	<p>共通第31号様式 保福第1号様式 保福第2号様式 契約書又は請書(写) 検収調書(写)</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	

<p>11 難病患者等居宅生活支援事業</p>	<p>業を行う民法法人及び日本赤十字社を除く。）</p>						
<p>(1) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 難病患者等の家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、もって難病患者等の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>難病患者等を対象とするホームヘルプの一の設置及び市町村運営事務に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 保福第74号様式 保福第75号様式</p>	<p>共通第31号様式 保福第74号様式 保福第76号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 保健福祉部保健予防課</p>	<p>書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館市の場合を除く。）。</p>
<p>(2) 難病患者等短期入所事業 難病患者等が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、当該難病患者等を一時的に施設に保護し、もってこれら難病患者等及びその家族の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>難病患者等短期入所事業に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費及び委託料に限る。ただし、「難病患者等短期入所事業運営要綱」に定める利用者の負担相当額を除く。）</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第77号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第77号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 保健福祉部保健予防課</p>	<p>書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館市の場合を除く。）。</p>
<p>(3) 難病患者等日常生活用具給付事業 難病患者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>難病患者等日常生活用具給付事業に必要な経費（消耗品費）、備品購入費、扶助費並びに使用料及び賃借料に限る。）</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第78号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第78号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 保健福祉部保健予防課</p>	<p>書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館市の場合を除く。）。</p>
<p>12 予防接種健康被害救済措置事業 予防接種法（昭和23年法</p>	<p>市町村</p>	<p>予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第31号様式 保福第56号様式</p>		<p>提出部数 1部 別に指示する日</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

<p>律第68号)又は結核予防法(昭和26年法律第69号)に基づく予防接種に起因する健康被害者の救済を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>糧費、印刷製本費)並びに使用料及び賃借料</p>				<p>提出先 保健所 (札幌市、旭川市、小樽市及び函館市について は、保健福祉部保健予防課)</p>	
<p>13 身体障害者施設措置費補助事業</p> <p>(1) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養に併せて必要な訓練等を行い、もってその福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村(札幌市及び旭川市を除く。)</p>	<p>国立療養所又は無料低額診療施設に進行性筋萎縮症者を収容委託し、又は通所委託するために必要な経費</p>	<p>市にあっては、10分の10以内 町村にあっては、4分の3以内 (居住地を有しない者又は居住地が明らかでない者に係るものについて、10分の10以内)</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第88号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第88号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>(2) 社会事業授産施設等運営事業 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく授産施設又は社会福祉法(平成12年法律第45号)に基づく授産施設を利用して、身体障害者の勤労意欲の助長及び自立更生の促進並びに当該施設の運営の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>町村</p>	<p>社会事業授産施設等を運営し、又は社会福祉法人等の設置する社会事業授産施設等に身体障害者を利用委託するために必要な経費(報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び手数料)、使用料及び賃借料並びに備品購入費)</p>	<p>4分の3以内</p>				

<p>(3) 更生訓練費等給付事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者更生援護施設に入所している者に対し、更生訓練費を支給し、及び当該施設における訓練を終了し、就職等の理由により自立する者に対し、就職支度金を支給することにより、これらの者の社会復帰を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>更生訓練費及び就職支度金の支給に必要な経費</p>	<p>市にあっては、10分の10以内 町村にあっては、4分の3以内 （居住地を有しない者又は居住地が明らかでない者に係るものについては、10分の10以内）</p>	<p>共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>14 介護サービス利用者負担軽減事業 介護保険制度の円滑な施行に資するため、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）</p>	<p>1 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費） 2 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費） 3 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金） 4 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金）</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>15 介護サービス適正実施指導事業</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除き、</p>	<p>介護サービス適正実施指導事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 別に指示</p>	

<p>契約制度を前提にした介護サービス利用者の一層の保護を図り、また、介護サービス事業者の振興を図るため、介護サービス事業者に関する情報整備や契約の適正化、サービスの質の向上に資することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一部事務組合及び広域連合を含む。）</p>	<p>費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、負担金、備品購入費並びに使用料及び賃借料</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第20号様式 保福第181号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第181号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 支庁 提出先 保健所</p>	<p>1部 別に指示する日</p>	<p>俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>
<p>16 精神障害者社会復帰施設整備事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者社会復帰施設及び長期入院患者の療養体制整備事業（平成11年8月10日障第514号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の整備に必要な経費に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人及び医療法人等の非営利法人（札幌市の区域内に施設を新設し、又は札幌市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）</p>	<p>精神障害者社会復帰施設等の整備に必要な経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第8号様式 (設備整備の場合にあっては、共通第6号様式) 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式</p>	<p>共通第8号様式 (設備整備の場合にあっては、共通第6号様式) 共通第30号様式 共通第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所</p>	<p>1部 別に指示する日</p>	<p>俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>
<p>17 重度身体障害者ケア付住宅運営事業 重度身体障害者ケア付住宅に入居している重度身体障害者の福祉の向上と社会的自立を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>重度身体障害者ケア付住宅運営事業の実施に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 介助員及び当直員に必要な経費 (2) コーディネーターに必要な経費及びケアアシションの維持に必要な経費</p>	<p>2分の1以内 (札幌市以外の市町村に係る介助員及び当直員に必要な経費については、4分の3以内)</p>	<p>共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	<p>1部 別に指示する日</p>	<p>俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>
<p>18 障害者サービス事業 (1) 身体障害者サービス事業 在宅の身体障害者が通所して創作的活動等を行なうことにより、その自立の促進と福祉の増進を図るため、予算の範囲内</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>身体障害者サービス事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第124号様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第125号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	<p>1部 別に指示する日</p>	<p>俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>

<p>で補助する。</p> <p>(2) 在宅知的障害者デイサービス事業 地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動等を行なうことにより、その自立を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 (札幌市及び旭川市を除く。)</p>	<p>知的障害者デイサービス事業の実施に必要な経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費 (会食に係る経費を除く。)、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費 (通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に限るものとし、別に定める利用者の実費負担相当額を除く。)</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第132号様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 共通第133号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁</p>	<p>精神障害者小規模通所授産施設にあっては、保健所、それ以外の障害者小規模通所授産施設にあっては、支庁。ただし、俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>
<p>19 障害者小規模通所授産施設運営事業 雇用されることが困難な障害者に自活に必要な訓練等を行うことにより、自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 (札幌市並びに身体障害者及び知的障害者小規模通所授産施設にあっては、旭川市を除く。)</p>	<p>市町村が障害者小規模通所授産施設を自ら運営する場合の当該運営に必要な経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費 (食糧費のうち、会食に係る経費を除く。)、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等) 又は障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対し市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要経費 (補助金又は委託料に限る。)</p>	<p>運営費については、4分の3以内、活動支援特別対策事業費及び特別指導費加算については、2分の1以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第185号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 共通第185号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁又は保健所</p>	<p>精神障害者小規模通所授産施設にあっては、保健所、それ以外の障害者小規模通所授産施設にあっては、支庁。ただし、俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>
<p>20 身体障害者短期入所事業 重度身体障害者の介護を行う者が疾病その他の理由により、当該重度身体障害者を介護することのできな</p>	<p>市町村 (札幌市及び旭川市を除く。)</p>	<p>身体障害者短期入所事業の実施に必要な経費 (給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役員費、扶助費及び委託料に限るものとし、別に定める利用者の負担相当額を除く。)</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第180号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 共通第180号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁</p>	<p>精神障害者小規模通所授産施設にあっては、保健所、それ以外の障害者小規模通所授産施設にあっては、支庁。ただし、俱知安保健所にあっては、小樽市の区域、渡島保健所にあっては、函館市の区域、上川保健所にあっては、旭川市の区域に係るものを含む。</p>

<p>い場合等に、当該重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設等に保護することにより、当該重度身体障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>						<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>21 市町村障害者生活支援事業 在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>市町村障害者生活支援事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、扶助費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式</p>	<p>共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>22 障害者ホームヘルプサービス事業 障害等の理由により日常生活を営むのに支障がある在宅身体障害者等に対し必要な介護等を行うことにより、障害者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>	<p>ホームヘルパーの設置、ホームヘルプサービスチームの運営及び市町村運営事務に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費並びに使用料及び賃借料に限る。）</p>	<p>4分の1以内</p>	<p>共通第18号様式 共通第20号様式 共通第90号様式 共通第91号様式</p>	<p>共通第31号様式 共通第90号様式 共通第92号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>	
<p>23 社会復帰支援事業 精神障害者の社会復帰支援対策の奨励、助長を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）</p>	<p>1 精神障害者ボラティア団体活動支援事業 精神障害者回復者クラブ、ボラティア団体及び精神障害者地域家族会が行う精神障害者の社会復帰に資する活動に必要な経費（報酬、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第131号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第29号様式 共通第31号様式 共通第131号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所</p>	

		借料、委託料、負担金、補助及び交付金) 2 精神障害者社会復帰施設等通所交通補助事業 精神障害者の社会復帰施設等に通所するための交通費の補助に必要な経費(負担金、補助及び交付金、扶助費)					
24 「障害者の明るいくらし」促進事業(身体障害者用自動車改造費補助事業)重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車を改造することにより、重度の身体障害者の社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村(札幌市及び市町村障害者社会参加促進事業を実施する市町村を除く。)	身体障害者用の自動車に改造するため必要な経費を補助する場合における当該補助に必要な経費	3分の2以内	共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第126号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第126号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
25 市町村障害者社会参加促進事業	市町村(札幌市を除く。)	市町村障害者社会参加促進事業の実施に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等	3分の2以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第123号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第123号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 基本事業 障害者にとつて最も身近な市町村において、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村(札幌市を除く。)	市町村障害者社会参加促進事業の実施に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、	3分の2以内				
(2) 特別事業 聴覚障害者等の申出により登録された手話通訳	市町村(札幌市を除く。)	市町村障害者社会参加促進事業の実施に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、					

<p>者を派遣し、手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援することにより、聴覚障害者の社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等</p>	<p>3分の2以内</p>				
<p>(3) リフト付福祉バス運行事業 身体障害者の移動支援としてリフト付福祉バスを運行することにより、身体障害者の社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）</p>	<p>リフト付福祉バス運行事業の実施に必要な給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、リフトバス設置費及び改造費、負担金、補助及び交付金等</p>	<p>3分の2以内</p>				
<p>26 特別保育事業推進費補助事業 保育所における特別保育事業を円滑に実施することにより、児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市及び旭川市を除く。）</p>					<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 提出先 支行</p>	
<p>(1) 延長保育促進事業</p>		<p>延長保育促進事業に必要な経費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第146号様式</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第146号様式</p>		
<p>(2) 乳児保育促進等事業</p>		<p>乳児保育促進事業及び乳児保育環境改善事業に必要な経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第140号様式 保福第144号様式（乳児保育環境改善事業の場合に限る。）</p>	<p>共通第30号様式 共通第31号様式 保福第140号様式 保福第144号様式（乳児保育環境改善事業の場合に限る。）</p>		



28 特別保育所設置費補助事業 へき地における要保護児童又は農繁期等の季節的繁忙期における要保護児童に対し必要な保護を行い、もって児童の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）		3分の2以内			提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) へき地保育所設置事業		へき地保育所の運営に必要な経費		共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第134号様式 保福第135号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第134号様式 保福第135号様式		
(2) 季節保育所設置事業		季節保育所の運営に必要な経費		共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第136号様式 保福第137号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第136号様式 保福第137号様式		

北海道告示第 394 号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年3月15日

保福第5号様式及び保福第6号様式を次のように改める。

北海道知事 堀 達 也

保福第5号様式（第3条第2項、第5条第1項）

補助金等交付申請額算出調書

施設の種別 \_\_\_\_\_

施設の名称 \_\_\_\_\_

区分	分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄附金その他 の収入額 E 円	差 引 額 (A - E) F 円	算定基準による算定額			補助基本額 J 円	補 助 率 K	補助金等 交付申請額 L (J × K) 円
			面積等 B	単 価 C 円	金額 D 円			面積等 G	単 価 H 円	金額 I 円			
1	施設整備備費												
	主 体 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	工 事 費												
	小 計 (本体工事費)												
	暖 房 設 備 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	冷 房 設 備 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	冷 暖 房 設 備 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	浄 化 槽 設 備 工 事 費		人					人					
	昇 降 機 設 備 工 事 費		基					基					
	ス ナ リ ン ク ラ ー 設 備 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	消 融 雪 設 備 工 事 費												
	介 護 用 リ フ ト 等 特 殊 附 帯 工 事 費												
	介 護 用 リ フ ト 工 事 費		基					基					
	授 産 施 設 近 代 化 設 備 工 事 費												
	解 体 撤 去 工 事 費 及 び 仮 設 施 設 整 備 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	ア 解 体 撤 去 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	イ 仮 設 施 設 整 備 工 事 費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>					
	そ の 他 の 工 事 費												
	施 設 整 備 費 小 計												
	地 域 交 流 入 入 費												
	施 設 整 備 費 合 計												

補助金等交付申請額算出調書

施設の種別 \_\_\_\_\_

施設の名称 \_\_\_\_\_

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 面積等 B	実支出(予定額)		寄附金 その他 収入額 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による 算定額			補助基本額 J 円	補 助 率 K	補助金等 交付申請額 L(J×K) 円
			単 価 C 円	金 額 D 円			面 積 等 G	単 価 H 円	金 額 I 円			
2 設 備 整 備 費												
(1) 初 度 設 備 整 備												
ア 一 般 設 備		人										
イ 非 常 通 報 装 置 設 備		台										
(2) 改 築 に 係 る 設 備 整 備												
(3) 授 産 設 備 近 代 化 整 備												
(4) 非 常 通 報 装 置 設 備 整 備		台										
(5) 屋 内 消 火 栓 設 備 整 備		m <sup>2</sup>										
(6) 送 迎 バ ス ・ 通 園 バ ス		台										
(7) サ テ ラ イ ト 型 デ ィ サ ー ビ ス 事 業 設 備 整 備												
(8) 点 字 印 刷 機												
(9) 応 急 仮 設 施 設 備 整 備		人										
(10) 感 染 症 予 防 対 策 設 備 整 備		台										
(11) 小 規 模 通 所 授 産 施 設 備 整 備												
(12) 警 察 機 関 へ の 非 常 通 報 装 置 等 設 備 整 備												
設 備 整 備 費 小 計												
地 域 交 流 又 は 一 人 一 台 設 備 整 備 費 小 計												
設 備 整 備 費 合 計												
3 合 計												

注1 この様式は、社会福祉施設整備事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 B欄には、施設整備費の主体工事費、暖房設備工事費、冷房設備工事費、冷暖房設備工事費、スプリンクラー設備工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費については対象面積を、浄化槽設備工事費については対象人員を昇降機設備工事費及び介護用リフト設備工事費については設置基数を記入すること。また、設備整備費の一般整備、改築に係る設備整備及び応急仮設施設設備整備については対象となる入所又は利用(増加)定員を、非常通報装置設備、送迎バス・通園バス及び感染症予防対策設備整備については設置台数を、屋内消火栓設備整備については対象面積を記入すること。

3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

- 4 工事事務費のD欄には、原則としてA欄の金額と主体工事費のD欄の2.6パーセントに相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
  - 5 G欄には、B欄の面積（又は人員、基数若しくは台数）と基準面積（又は人員、基数若しくは台数）とを比較して少ない方の面積（又は人員、基数若しくは台数）を記入すること。
- なお、面積は、原則として小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てて記入すること。ただし、基準面積が小数点以下第2位まで定められている施設については、小数点以下第2位までとし第3位以下を切り捨てて記入すること。
- 6 H欄には、C欄の金額と基準単価とを比較して少ない方の金額を記入すること。ただし、1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
  - 7 J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

保福第6号様式（第14条）

精 算 額 算 出 内 訳

施設の種別 \_\_\_\_\_

施設の名称 \_\_\_\_\_

区 分	設置者の支出		対象経費の実支出額		寄附金その他の収入額		差引額		算定基準による算定額		補助金		補助金		補助金		不用額 (L-K)	
	A	円	B	C	D	E	F (A-E)	G	H	I	J	K	L	M	N	円		
1 施設整備費		円	面積等	単価	金額	円	円	円	面積等	単価	金額	円	円	円	円	円	円	円
主 体 工 事 費			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>									
工 事 事 務 費																		
小 計 ( 本 体 工 事 費 )																		
暖 房 設 備 工 事 費			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>									
冷 房 設 備 工 事 費			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>									
冷 暖 房 設 備 工 事 費			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>									
浄 化 槽 設 備 工 事 費			人						人									
昇 降 機 設 備 工 事 費			基						基									
ス ズ ン ク ラ ー 設 備 工 事 費			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>									
消 融 雪 設 備 工 事 費																		
介 護 用 リ フ ト 等 特 殊 附 帯 工 事 費																		
介 護 用 リ フ ト 工 事 費			基						基									
授 産 施 設 近 代 化 設 備 工 事 費																		
解 体 撤 去 工 事 費 及 び 仮 設 施 設 整 備 工 事 費			m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>									



設 備 整 備 費 小 計																				
地 域 交 流 入 ペ ー 入																				
設 備 整 備 費 合 計																				
3 合 計																				

注1 この様式は、社会福祉施設整備事業に要した経費に係る補助金に関し、実績報告をする場合に使用すること。

- B欄には、施設整備費の主体工事費、暖房設備工事費、冷房設備工事費、スプリンクラー設備工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費については対象面積を、浄化槽設備工事費については対象人員を昇降機設備工事費及び介護用リフト設備工事費については設置基数を記入すること。また、設備整備費の一般整備、改築に係る設備整備及び応急仮設施設整備整備については対象となる入所又は利用（増加）定員を、非常通報装置設備、送迎バス・通園バス及び感染症予防対策設備整備については設置台数を、屋内消火栓設備整備については対象面積を記入すること。
  - C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
  - 工事事務費のD欄には、原則としてA欄の金額と主体工事費のD欄の2.6パーセントに相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
  - G欄には、B欄の面積（又は人員、基数若しくは台数）と基準面積（又は人員、基数若しくは台数）とを比較して少ない方の面積（又は人員、基数若しくは台数）を記入すること。
- なお、面積は、原則として小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てて記入すること。ただし、基準面積が小数点以下第2位まで定められている施設については、小数点以下第2位までとし第3位以下を切り捨てて記入すること。
- H欄には、C欄の金額と基準単価とを比較して少ない方の金額を記入すること。ただし、1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。
  - J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

保福第56号様式を次のように改める。

保福第56号様式（第3条第2項、第5条第1項）

経 費 精 算 書

市町村名

区 分	給 付 種 類	A 総 事 業 費		B 寄 附 金 その他の収入	C 差 引 額 (A - B)	D 補 助 対 象 経 費	E 補 助 基 準 額	F 補 助 基 本 額	G 補 助 金 交 付 申 請 額	備 考
		員 数	単 価							
	報 酬	人	円	円	円	円	円	円	円	
	報 償 費									
	旅 費									
調 査 事 業	需 用 費									
	食 糧 費									
	印 刷 製 本 費									
	使 用 料 及 び 賃 借 料									









身体 知的 障害者 精神	知的障害者 小規模通所授産施設												

2 年間事業実施計画(実績)

区	分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
		身体障害者 (重度者(再掲))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
知的障害者 (重度者(再掲))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
精神障害者 (重度者(再掲))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合 計 (重度者(再掲))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
開設日数														
延開設時間														
延通所人数 (重度者(再掲))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1日平均通所人数 (重度者(再掲))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

3 職員の配置状況

氏 名	性別	年齢	職 種	勤 務 形 態	勤 務 状 況		人 件 費 金 額 の 支 出 状 況			備 考	
					週勤務日数	1日の勤務時間	給料額	賃金額	諸手当等		合計額
				常勤・非常勤							
				常勤・非常勤							
				常勤・非常勤							
				常勤・非常勤							
				常勤・非常勤							



<p>1 経営体育成緊急支援事業 企業の経営戦略をもった農業経営を展開するために必要となる施設等の整備を行うことにより、農村地域の活性化と所得の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 第3セクター等 (地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができること認められる法人に限る。)</p>	<p>1 市町村が経営体育成緊急支援事業の実施に関する指導推進を行う場合における当該指導推進に要する経費 2 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター等及び農業者等の組織する団体が次に掲げる経営体育成緊急支援事業(土地改良区、土地改良区連合若しくは農業委員会にあっては、(1)のビジネス又農業土地基盤整備事業(土地改良区及び土地改良区連合は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条2項に規定する土地改良事業に、農業委員会はそのうち交換分合に限る。)に限る。)を行う場合又は市町村が次に掲げる経営体育成緊急支援事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター等、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会及び農業者の組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費 (1) ビジネス又農業土地基盤整備事業 (2) ビジネス又農業実践施設整備事業</p>	<p>2分の1以内 2分の1以内 ただし、農林漁業体験施設及びこの附帯施設については、10分の4以内。 また、女性農業活動支援施設及びこれらの附帯施設については、本体施設の補助率が適用されるものとする。 2分の1以内 ただし、乾燥調整貯蔵施設のうち</p>	<p>共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第60号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第29号様式 共通第31号様式 農政第60号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁</p>
<p>(3) ビジネス又農業生産体質強化施設整備事業</p>						

<p>2 農業経営支援情報システム確立緊急整備事業 地域情報化の中核となる農業経営支援情報システムを構築するために必要な情報化施設の整備を行うことにより、農業経営等の効率化や高度化の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 第3セクター等 (地方公共団体、農業協同組合又は農業者等) 農協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる</p>	<p>1 市町村が農業経営支援情報システム確立緊急整備事業の実施に関する指導推進を行う場合における当該指導推進に要する経費 2 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター等若しくは農業者等の組織する団体が農業経営支援情報システム確立緊急整備事業を行う場合又は市町村が農業経営支援情報システム確立緊急整備事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター等若しくは農業者等の組織する団体に対し当該事業を補助する場合における当該事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内 ちかソトリーエ レベーターにあ っては、施設の 計画処理量1ト ンにつき補助金 13万5,000円 (計画処理量が 2,000トン未満 の場合は補助金 17万5,000円) を上限とする。 また、米麦流通 合理化施設のう ち集排じん設備、 乾燥調製後の生 産物の処理加工 施設、副産物処 理加工施設及び 建物並びにこれ ら附帯施設及び 基礎工事にあっ ては、3分の1 以内</p>	<p>共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第61号様式 別に指示する様式</p>	<p>共通第29号様式 共通第31号様式 農政第61号様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示 する日 支行</p>	
---	---	---	--	---	---	---	--

	法人に限る。) 農業者等の組織する団体								
--	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

北海道告示第 396 号

昭和49年北海道告示第809号 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式) の一部を次のように改正する。

平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

農政第60号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

経営体育成緊急支援事業計画 (実績) 書

農政第60号様式及び農政第61号様式を次のように改める。

地区名	市町村	地区	内容		工 期	経 費	配 分			備 考	
			計画認定年度	平成 年度			費 担	区 分	他		
事 業 種 目	業 務 主 体	工 種 又 は 施 設 区 分	施 工 又 は 設 置 所	事 業 量	着 工 (子 定) 年 月 日	し ゅ ん 工 (子 定) 年 月 日	総 事 業 費 (A)+(B)+(C) 円	道 費 補 助 金 (A) 円	市 町 村 費 (B) 円	そ の 他 (C) 円	
経営体育成緊急支援事業											
計											
市町村 附帯事務費											
合 計											

- 注1 この様式は、経営体育成緊急支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 本表は、原則として実施地区ごとに一葉として作成すること。
- 3 交付申請の場合は年度ごとの事業実施計画に係る実施設計書 (農政部長が定めるところにより年度ごとの事業実施計画書を提出する際に添付することを要しないこととされた実施計画書に係るものを除く。)を、実績報告にあつては出来高設計書を添付すること。
- 4 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。

- 5 「事業主体」及び「施工箇所又は設置場所」欄には、具体的な固有名称及び地番等を記入すること。
- 6 「工期」欄には、交付申請書にあっては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。
- 7 「備考」欄には、事業種目ごとの補助率を記入するとともに、事業種目ごと及び事業実施主体ごとに、消費税等仕入控除税額について、これらを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。

農政第61号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

農業経営支援情報システム確立緊急整備事業計画 (実績) 書

地区名	市町村	地区	内容	平成	年度	経費	配分			備考
							負担	担	分	
事業種目	事業主体	工種又は施設区分	施工箇所又は設置場	着工(予定)年月日	しゅん工(予定)年月日	総事業費(A)+(B)+(C)円	道費補助金(A)円	市町村費(B)円	その他(C)円	
農業経営支援情報システム確立緊急整備事業						円	円	円	円	
計										
市町村 附帯事務費										
合 計										

注1 この様式は、農業経営支援情報システム確立緊急整備事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

- 2 本表は、原則として実施地区ごとに一葉として作成すること。
- 3 交付申請の場合は年度ごとの事業実施計画に係る実施設計書(農政部長が定めるところにより年度ごとの事業実施計画書を提出する際に添付することを要しないこととされた実施計画書に係るものを除く。)を、実績報告にあっては出来高設計書を添付すること。
- 4 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。
- 5 「事業主体」及び「施工箇所又は設置場所」欄には、具体的な固有名称及び地番等を記入すること。
- 6 「工期」欄には、交付申請書にあっては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。
- 7 「備考」欄には、事業種目ごとの補助率を記入するとともに、事業種目ごと及び事業実施主体ごとに、消費税等仕入控除税額について、これらを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。

北海道告示第 397 号  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、中富良野町こがね地区の換地計画を定めた。  
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年3月15日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 398 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。  
平成14年3月15日

平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
羽幌町 地籍図・地籍簿	羽幌町 苫前郡	築別の一部	平成11年4月14日から 平成13年12月3日まで	平成14. 3. 5
豊富町 地籍図・地籍簿	豊富町 天塩郡	豊富町の一部	平成11年4月14日から 平成13年12月26日まで	同
別海町 地籍図・地籍簿	別海町 野付郡	別海の一部	平成11年4月14日から 平成13年12月26日まで	同
深川市 地籍図・地籍簿	深川市	多度志南及び多度志の各一部	平成11年5月12日から 平成13年12月26日まで	同

北海道告示第 399 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、厚真町土地改良区から、次のとおり役員の新出があった。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成14. 2. 19	監 事	藤 澤 俊 治	勇払郡厚真町字美里381番地

北海道告示第 400 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（篠津幹線地区土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、区画整理））事業の土

地改良事業計画を定めた。  
その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成14年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 401 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、平成14年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦覧場所
北前船の里	中山間地域総合整備（農業用排水、農地防災）	北海道檜山支庁
真狩北	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、暗きよ、農用地改良保全）	北海道後志支庁
美幌	土地改良総合整備 [一般型]（区画整理、暗きよ、客土、農業用排水）	北海道網走支庁
オホツク美女	農村総合整備（ほ場整備、農業用排水、農道、暗きよ、客土、農用地改良保全）	同
三井	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（区画整理、暗きよ、土層改良）	同
清里東	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（暗きよ、土層改良）	同
清里	畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（暗きよ、土層改良）	同
清水北	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農業用排水、暗きよ、土層改良、区画整理）	北海道十勝支庁
弥栄	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、区画整理）	北海道釧路支庁

北海道告示第 402 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。  
その関係書類は、平成14年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

事業主体名 鷹栖町 地区名 北野西 事業の種類 基盤整備促進 [基盤整備] (農道) 縦覧場所 北海道上川支庁 標津町 川北南5線 同 北海道根室支庁

北海道告示第403号

平成14年度北海道立農業大学の研修部門における研修を次のとおり実施する。  
平成14年3月15日 北海道知事 堀 達也

1 農業機械高度利用研修 (初級)

- (1) 研修期間 1回目 平成14年6月3日 (月) から6日 (木) まで  
2回目 平成14年7月2日 (火) から5日 (金) まで  
3回目 平成14年9月17日 (火) から20日 (金) まで  
4回目 平成14年10月8日 (火) から11日 (金) まで  
5回目 平成14年11月5日 (火) から8日 (金) まで  
6回目 平成14年12月10日 (火) から13日 (金) まで  
7回目 平成15年2月25日 (火) から28日 (金) まで
- (2) 募集定員 各回20人
- (3) 研修目的 農業機械の構造・機能と取扱い及び整備方法、運転操作、農業安全等の基礎的な知識と技術を習得する。
- (4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場所
集合研修	農業機械の基本操作と運転、トラクター整備の基礎知識、トラクターの簡易な修理、農作業安全に関する知識、緊急措置に関する知識	4日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、北海道立農業大学校長 (以下「校長」という。) に提出すること。各研修開講前月の1日から20日まで
- ア 受付期間 受講願書 (道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する)
- イ 提出書類

- (7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) その他

ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費 (食費及び諸経費)、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。  
イ 受講者は、原則として、農業大学の研修宿泊施設に宿泊すること。  
ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校 (電話番号 01562-4-2121 (内線 245) 郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1) 又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

2 農業機械高度利用研修 (中級)

- (1) 研修期間 1回目 平成14年6月5日 (水) から14日 (金) まで  
2回目 平成14年9月2日 (月) から11日 (水) まで  
3回目 平成15年1月22日 (水) から31日 (金) まで
- (2) 募集定員 各回20人
- (3) 研修目的 農業機械の構造と整備方法、運転操作、安全利用等専門的知識と技術を習得する。
- (4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場所
集合研修	農業機械の構造・機能と取扱い、農業機械の保安基準に基づく点検整備と簡易な修理、農業機械の効率利用、農業機械の作業安全、農業機械の運転操作と取扱作業、技能試験	8日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 次のいずれにも該当する18歳以上の農業者とする。  
ア 農業者又は農業に従事しようとする者  
イ 大型特殊免許を有する者又は本研修受講修了後、おおむね6か月以内に同免許を取得見込みの者
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。

呼 8 4 3 1 報

報 告 要 領 表

- ア 受 付 期 間 各研修開講前月の1日から20日まで
- イ 提 出 書 類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）
- (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
  - ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。
  - イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
  - ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562-4-2121（内線 245）郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

3 農業機械高度利用研修（上級）

- (1) 研 修 期 間 1回目 平成14年9月30日（月）から10月4日（金）まで  
2回目 平成14年11月25日（月）から29日（金）まで  
3回目 平成15年1月6日（月）から10日（金）まで
- (2) 募 集 定 員 各回20人
- (3) 研 修 目 的 農業機械組織利用、農作業委託、地域農業のシステム化などの分野で農業機械の高度利用を考え、組織運営や安全対策についての知識と技能を習得する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	農業機械に関する情勢・動向、農作業機械に関する技術及び安全指導の手法、農業機械の導入利用必要条件、農業機械利用計画の作成及び検討、機械組織の運営、機械組織の経済性、資材管理、作業安全管理、技能検定試験	5日間	北海道立農業大学校

- (5) 受 講 対 象 者 農業機械士の認定を受けた者
- (6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。  
市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取り

- ア 受 付 期 間 各研修開講前月の1日から20日まで
- イ 提 出 書 類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）
- (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
  - ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）は実費負担とする。
  - イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
  - ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562-4-2121（内線 245）郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

4 酪農機械施設利用研修

- (1) 研 修 期 間 平成14年10月22日（火）から24日（木）まで
- (2) 募 集 定 員 20人
- (3) 研 修 目 的 搾乳など酪農機械に関する専門的知識、日常点検及び衛生管理の技能を習得する。

(4) 研 修 内 容

研修形態	研 修 内 容	日数等	場 所
集合研修	搾乳生理と搾乳手順の基本、ミルカーシステムの構造と取扱い、ミルカー点検の方法と結果の検討	3日間	北海道立農業大学校

- (5) 受 講 対 象 者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。  
市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。
- 平成14年9月2日（月）から20日（金）まで
- 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）

(7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(8) その他  
ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。

イ 受講者は、原則として、農業大学の研修宿泊施設に宿泊すること。  
ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

5 コンパイン利用研修

(1) 研修期間 1回目 平成14年6月19日（水）から21日（金）まで  
2回目 平成14年7月2日（火）から4日（木）まで

(2) 募集定員 各回20人

(3) 研修目的 普通型コンパインの取扱い・操作・整備方法等に関する専門的知識及び技能を習得する。

(4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場 所
集合研修	各部の構造と働き、始業点検要領及び故障診断と対策、作業条件と作業方法及び収穫作業体系、作業機各部の脱着・調整、基本運転	3日間	北海道立農業大学校

(5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者

(6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。  
市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。

各研修開講前月の1日から20日まで  
受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）

校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

に通知する。

(8) その他  
ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、傷害保険掛金は実費負担とする。

イ 受講者は、原則として、農業大学の研修宿泊施設に宿泊すること。  
ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

6 農作業安全研修

(1) 研修期間 1回目 平成14年6月25日（火）  
2回目 平成15年1月21日（火）  
3回目 平成15年2月14日（金）

(2) 募集定員 各回20人

(3) 研修目的 農作業安全に関する知識と技術を習得する。

(4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場 所
集合研修	農作業事故の実態と防止対策、トラクタ一の保安基準に基づく点検整備方法及び工具類の取扱方法、緊急措置に関する知識	1日間	北海道立農業大学校

(5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者

(6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。  
市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。

各研修開講前月の1日から20日まで  
受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）

校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(8) その他  
ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、傷害保険掛金は実費

負担とする。  
 ㄥ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里<sup>25</sup>番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

7 農業機械基礎研修（女性）

- (1) 研修期間 1回目 平成14年6月24日（月）  
2回目 平成15年1月20日（月）  
3回目 平成15年2月13日（木）

- (2) 募集定員 各回20人
- (3) 研修目的 農業機械の取扱い、農作業安全等の基礎的な知識と技術を習得する。

(4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場 所
集合研修	農業機械の取扱いと安全知識、トラクタ一の作業点検と安全作業、トラクターの基本運転操作	1日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 女性農業者又は農業に従事しようとする女性
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。

市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。

ア 受付期間

各研修開講前月の1日から20日まで  
 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）

イ 提出書類

校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(7) 受講者の選考

ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、傷害保険掛金は実費負担とする。

イ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里<sup>25</sup>番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農

務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

8 乾燥施設利用研修

- (1) 研修期間 平成14年6月26日（水）から28日（金）まで
- (2) 募集定員 20人

- (3) 研修目的 乾燥設備及びその附属設備の構造並びにこれらの取扱い知識について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき技能を習得する。

(4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場 所
集合研修	関係法令、乾燥設備及びその附属設備の構造並びに取扱いに関する知識・点検整備・異常時の処置、乾燥作業の管理に関する知識、修了試験	3日間	北海道立農業大学校

- (5) 受講対象者 次のいずれかに該当する農業者とする。

ア 乾燥設備の取扱い作業に5年以上従事した経験を有する者  
 イ 法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計・製作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの  
 ウ 法による高等学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計・製作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの

- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。

市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。

ア 受付期間

平成14年5月1日（水）から20日（月）まで  
 道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する。

イ 提出書類

校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(7) 受講者の選考  
 (4) 受講資格証明  
 (7) 受講者の選考  
 (7) 受講者の選考

(8) その他  
 ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、テキスト代等は実費負担とする。  
 イ 受講者は、原則として、農業大学の研修宿泊施設に宿泊すること。  
 ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

9 溶接技能研修

- (1) 研修期間  
 1回目 平成14年6月17日（月）から20日（木）まで  
 2回目 平成14年7月9日（火）から12日（金）まで  
 3回目 平成14年7月30日（火）から8月2日（金）まで  
 4回目 平成14年8月5日（月）から8日（木）まで  
 5回目 平成14年10月15日（火）から18日（金）まで  
 6回目 平成14年11月18日（月）から21日（木）まで  
 7回目 平成14年12月3日（火）から6日（金）まで  
 8回目 平成15年1月14日（火）から17日（金）まで  
 9回目 平成15年2月4日（火）から7日（金）まで
- (2) 募集定員 各回40人  
 (3) 研修目的 ガス溶接及びアーク溶接についての労働安全衛生法に基づき技能を習得する。  
 (4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場	所
集合研修	・ガス溶接に使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識、ガス溶接に使用する設備の構造及び取扱方法、関係法令、修了試験 ・アーク溶接に関する知識、アーク溶接装置に関する基礎知識、アーク溶接作業の方法	4日間	北海道立農業大学校	

- (5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者  
 (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。  
 市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取り

まどめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。  
 各研修開講前月の1日から20日まで  
 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する）  
 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。

(8) その他

ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費及び諸経費）、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。  
 イ 受講者は、原則として、農業大学の研修宿泊施設に宿泊すること。  
 ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 245）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

10 農業土木機械運転技能研修

- (1) 研修期間 平成14年10月29日（火）から10月31日（木）まで  
 (2) 募集定員 20人  
 (3) 研修目的 農業用土木機械の装置の構造、取扱操作、作業の方法等について、労働安全衛生法に基づき知識及び技能を習得する。  
 (4) 研修内容

研修形態	研修内容	日数等	場	所
集合研修	農業土木機械作業に関する装置の構造・取扱い及び作業方法、関係法令、運転に必要な一般知識、作業装置の操作、修了試験	3日間	北海道立農業大学校	

- (5) 受講対象者 限定されていない大型特殊免許を有する農業者又は農業に従事しようとする者  
 (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。  
 市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまどめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、校長に提出すること。

呼 4 8 3 1 3 帳

弊

公

撰

典

北

ア 受 付 期 間 平成14年9月2日(月)から20日(金)まで  
 イ 提 出 書 類 受講願書(道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村、農協にて配付する)  
 (7) 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。  
 (8) そ の 他  
 ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費(食費及び諸経費)、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。  
 イ 受講者は、原則として、農業大学の研修宿泊施設に宿泊すること。  
 ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校(電話番号 01562-4-2121(内線 245)郵便番号 089-3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1)又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

**北海道告示第 404 号**  
 漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。  
 平成14年3月15日

区 域 区 北海道知事 堀 達 也 分  
 区 域 区 北海道知事 堀 達 也 分  
 虎 杖 浜 小型すけとうだら漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業

**北海道告示第 405 号**  
 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、稚内加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。  
 平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第 406 号**  
 森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 広尾郡忠類村字東宝84の1(次の図に示す部分に限る。)

場所 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
 (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
 ための  
 (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び忠類村役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在 広尾郡忠類村字東宝84の1(次の図に示す部分に限る。)  
 場所  
 (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
 ための  
 (3) 解 除 の 理 由 土地改良事業用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び忠類村役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除予定保安林の所在 厚岸郡浜中町大字散布村字藻散布40・字散布1(以上2筆  
 場所 について次の図に示す部分に限る。)  
 (2) 保安林として指定され 霧害の防備  
 ための  
 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第 407 号**  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
 平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1 起業者の名称 深川市  
 2 事業の種類 深川市立総合病院改築事業  
 3 起 業 地  
 (1) 収用の部分 北海道深川市5条及び6条地内  
 (2) 使用の部分 なし  
 4 起業地を表示する 深川市役所  
 図面の縦覧場所

北海道告示第408号  
山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による村道の工事を次のとおり完了する。  
平成14年3月15日

線名	間	北海道知事	堀	達	也
1 路線名	島牧村道賀老高原通線	北海道知事	堀	達	也
2 工事区間	島牧郡島牧村字江ノ島556番地先から島牧郡島牧村字賀老55番1地先まで				
3 工事の種類	改築				
4 工事了りの日	平成14年3月22日				

北海道告示第409号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

道路の種類	道路	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	古宇郡神恵内村大字神恵内村字冷水395番1地先から古宇郡神恵内村大字神恵内村字ヤエタウ又1140番1地先まで	前	後	10.00mから40.00mまで	523.00m	—	北海道小樽土木現業所
1 道路の種類	古宇郡神恵内村大字神恵内村字冷水395番1地先から	前	後	12.00mから81.00mまで	500.00m	—	北海道函館土木現業所
	古宇郡神恵内村大字神恵内村字ヤエタウ又1140番1地先まで	前	後	12.00mから81.00mまで	500.00m	—	北海道函館土木現業所
	山越郡八雲町字春日32番1地先から山越郡八雲町字春日46番4地先まで	前	後	17.65mから23.00mまで	221.33m	—	北海道函館土木現業所
	八雲北檜山線	前	後	17.65mから23.00mまで	221.33m	—	北海道函館土木現業所
	霧台森停車場線	前	後	7.09mから44.07mまで	928.14m	—	同
	茅部郡森町字栗ヶ丘国有林渡島森林管理署1026林班11小地先から茅部郡森町字霧台116番13地先まで	前	後	7.09mから44.07mまで	928.14m	—	同

平成14年3月15日

道路の種類	道路	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1 道路の種類	道				
2 路線名	中美生芽室線				
3 道路の区域	河西郡芽室町美生3線25番6地先から河西郡芽室町美生2線24番4地先まで		15.56mから19.65mまで	1,276.27m	—

北海道告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

中美生芽室線	河西郡芽室町美生3線35番6地先から 河西郡芽室町美生3線35番6地先まで	後 前	39.33mから 148.26mまで	685.92m	—	北海道帯広土木現業所
幕別帯広芽室線	河西郡芽室町美生2線24番4地先から 河西郡芽室町美生2線14番8地先まで	後 前	16.00mから 17.00mまで	32.73m	—	
東瓜幕芽室線	河西郡芽室町美生2線24番4地先から 河西郡芽室町美生2線14番8地先まで	後 前	14.62mから 16.46mまで	784.36m	—	
川西芽室音更線	河西郡芽室町美生2線24番4地先から 河西郡芽室町美生2線14番8地先まで	後 前	14.75mから 18.19mまで	784.36m	—	
帯広新得線	帯広市南町東4条3丁目18番1地先から 帯広市南町東1条3丁目21番1地先まで	後 前	27.00mから 56.00mまで	405.00m	—	同
阿寒公園鶴居線	帯広市南町東4条3丁目18番1地先から 帯広市南町東1条3丁目21番1地先まで	後 前	23.50mから 56.00mまで	405.00m	—	同
	河東郡鹿追町上然別西9線17番14地先から 河東郡鹿追町上然別西9線18番26地先まで	後 前	16.97mから 24.40mまで	658.31m	—	同
	河東郡鹿追町上然別西10線18番14地先から 河東郡鹿追町上然別西11線18番17地先まで	後 前	18.00mから 28.30mまで	658.31m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	17.00mから 24.11mまで	846.57m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	20.02mから 25.85mまで	846.57m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	16.00mから 24.32mまで	490.34m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	24.80mから 26.90mまで	490.34m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	18.52mから 24.04mまで	314.50m	—	同
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	23.33mから 24.29mまで	315.20m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	12.44mから 15.74mまで	295.17m	—	同
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	20.30mから 29.98mまで	295.17m	—	
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	13.84mから 19.01mまで	1,493.15m	—	北海道釧路土木現業所
	河東郡鹿追町上然別西12線19番2地先から 河東郡鹿追町上然別西12線19番21地先まで	後 前	20.30mから 46.29mまで	1,485.70m	—	

上武佐計根別停車場線 標津郡中標津町字上標津112番1地先から  
標津郡中標津町字計根別115番8地先まで

北海道釧路土木現業所

前 15.00mから  
19.22mまで  
後 15.00mから  
19.22mまで  
後 17.89mから  
28.87mまで

1,391.90m  
1,391.90m  
1,384.76m

北海道告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

1 道路の種類 道道  
2 路線名 上武利丸瀬布線  
3 道路の区域 北海道知事 堀 達也

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

紋別郡丸瀬布町上武利78番地先から紋別郡丸瀬布町上武利14番1地先まで  
前 10.50mから  
21.77mまで  
後 10.92mから  
23.36mまで  
1,014.38m  
1,014.33m

北海道告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

路線名 供用開始の期日  
道路 恵庭岳公園線 北海道知事 堀 達也  
恵庭市盤尻園有林石狩森林管理署5176林班  
い2小班地先から恵庭市盤尻園有林石狩森林管理署5177林班い2小班地先まで  
平成14.4.1

道道 小樽石狩線 石狩市親船町47番1地先から  
石狩市親船町25番556地先まで 同

道道 江部乙雨竜線

滝川市江部乙町691番1地先から  
滝川市江部乙町689番7地先まで

同 14.3.15

道道 芦別赤平線

芦別市常磐町7番地先から  
芦別市常磐町4番3地先まで

同

道道 和寒幌加内線

雨竜郡幌加内町字沼牛181番地先から  
雨竜郡幌加内町字沼牛202番地先まで

同

道道 当別浜益港線

石狩郡当别町字弁華別56番4地先から  
石狩郡当别町字弁華別59番1地先まで

同

道道 江別奈井江線

石狩郡新篠津村1272番地先から  
石狩郡新篠津村493番1地先まで

同

道道 夕張岩見沢線

空知郡栗沢町万字二見町道有林87林班い5小班地先から  
空知郡栗沢町万字二見町1番地先まで

同

同

空知郡栗沢町万字二見町1番地先から  
空知郡栗沢町万字西万字1番1地先から  
空知郡栗沢町万字二見町1番地先まで

同

同

空知郡栗沢町万字二見町1番地先から  
空知郡栗沢町万字二見町1番地先まで

同

同

空知郡栗沢町万字二見町1番地先から  
空知郡栗沢町万字二見町1番地先まで

同

北海道告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

路線名 供用開始の期日  
道路 幕別帯広芽室線 北海道知事 堀 達也  
中川郡幕別町札内みずほ町326番37地先から  
帯広市大通南29丁目2番1地先まで  
平成14.3.23

第 四 三 一 号

北海道告示第 414 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道 道	北海道知事	堀	達	也
2	路 線 名	幕別帯広芽室線				
3	道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複 区間
		中川郡幕別町字依田625番2地先から中川郡幕別町字依田625番2地先（河川敷地）まで	前	36.00mから52.00mまで	53.75m	平成14.3.23
			後	36.00mから83.50mまで	53.75m	—

北海道告示第 415 号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。  
その関係図面は、北海道建設部防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

9日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の10白老海岸の白老町の項海岸保全区域の欄の1の事項を次のとおり改める。

1 字社台79番1東角（A点）から国有海浜地境界線沿いに237番南西角（B点）まで引いた線、B点と239番西角（C点）を結ぶ線、C点と261番南東角（D点）を結ぶ線、D点から国有海浜地境界線沿いに275番28東角（E点）まで引いた線、E点から国有海浜地境界線沿いに日の出町5丁目1番北東角（F点）まで引いた線、F点から国有海浜地境界線沿いに高砂町4丁目392番南西角（G点）まで引いた線、A点とA点から南に207メートルの点（①点）を結ぶ線、①点と字社台109番8南東角から南南東に182メートルの点（②点）を結ぶ線、②点と110番8南東角から南南東に146メートルの点（③点）を結ぶ線、③点と115番1南西角から南東に130メートルの点（④点）を結ぶ線、④点とB点から南東に128メートルの点（⑤点）を結ぶ線、⑤点とC点から南東に137メートルの点（⑥点）を結ぶ線、⑥点とD点から南東に188メートルの点（⑦点）を結ぶ線、⑦点

とE点から南東に225メートルの点（⑧点）を結ぶ線、⑧点とF点から南東に170メートルの点（⑨点）を結ぶ線、⑨点と東町5丁目177番2南東角から南東に135メートルの点（⑩点）を結ぶ線、⑩点と大町5丁目179番3南東角（補点⑩）から方向角158度37分26秒の方向105.61メートルの地点（⑩-1点）を結ぶ線、⑩-1点と⑩-1点から方向角146度40分00秒の方向367.70メートルの地点（⑩-2点）を結ぶ線、⑩-2点と⑩-2点から方向角236度40分00秒の方向400.00メートルの地点（⑩-3点）を結ぶ線、⑩-3点と⑩-3点から方向角326度40分00秒の方向372.48メートルの地点（⑩-4点）を結ぶ線、⑩-4点と高砂町2丁目402番2東角から南東に124メートルの点（⑪点）を結ぶ線、⑪点と高砂町4丁目397番東角から南東に87メートルの点（⑫点）を結ぶ線、⑫点とG点から南東に96メートルの点（⑬点）を結ぶ線及びG点と⑬点を結んだ線とに囲まれた区域

北海道告示第 416 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。  
その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1	都市計画の種類	公園	北海道知事	堀	達	也
2	都市計画を定めた土地の区域					
(1)	変更する部分	名 称	位 置			
		4・5・203 大麻中央公園	江別市大麻中町、大麻宮町			
(2)	追加する部分	名 称	位 置			
		5・5・101 東野幌総合公園	江別市野幌東町、あさひが丘、東野幌			

北海道告示第 417 号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。  
その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

報 知 道 北

- 1 都市計画事業の種類及び名称 岩見沢都市計画道路事業（3・4・10号駅前通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 事業地の所在 変更なし

北海道告示第418号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・215号港大通）
- (2) 施行者の名称 北海道
- (3) 事務所の所在地 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所及び名称
- (4) 事業地の所在 事業地の所在 変更なし

- 1 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・7号旭町通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 事業地の所在 変更なし

北海道告示第420号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道網走土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 斜里都市計画道路事業（3・4・4号斜里網走通及び3・4・12号朝日通）
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地 網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所及び名称
- 4 事業地の所在 事業地の所在 変更なし

北海道告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。

平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業5・6・5号モエシ沼公園
- (3) 事業の施行期間 昭和57年6月10日から平成17年3月31日まで
- (4) 事業地 事業地 変更なし
- ア 収用の部分 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 使用の部分 変更なし

北海道告示第419号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道旭川土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成14年3月15日

第 1348 号

- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画緑地事業41号茨戸川緑地
- (3) 事業の施行期間 平成9年9月26日から平成18年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

- 3(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 3・3・136号拓北いきいき公園
- (3) 事業の施行期間 平成11年2月19日から平成15年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

北海道告示第 422 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月15日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 P P C用紙A3再生上質紙1枚当たりの単価  
イ 数量 調達予定数量 2,100,000枚

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

- (4) 納入場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎等

2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道本庁 1階 出納局入札室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月28日 午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札  
郵便及び電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道出納局物品管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道出納局物品管理課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北 興 興 公 報

公 報

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ2第1項の規定により、別冊のとおり第9次北海道鳥獣保護事業計画を樹立した。  
その別冊は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び支庁に備え置いて、一般の閲覧に供する。  
平成14年3月15日  
北海道知事 堀 達也

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ3第1項の規定により、別冊のとおりエゾシカ保護管理計画を樹立した。  
その別冊は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び支庁に備えにおいて、一般の閲覧に供する。  
平成14年3月15日  
北海道知事 堀 達也

道北バス株式会社 代表取締役社長 赤坂 稔 ほか14社から、平成14年3月5日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。  
平成14年3月15日  
北海道知事 堀 達也

1 事 件 私鉄総連北海道地方労働組合及びその支部等（道北バス、旭川電気軌道、土別軌道、宗谷バス、北見バス支部紋別分会、網走バス、十勝バス、拓殖バス、くしろバス、根室交通、道南バス、函館バス、定山溪鉄道、夕張鉄道、北見バス）が主張する賃金引上げ及び年間臨時給及びその他の要求に関する係争  
平成14年3月16日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間  
2 日 時 次の会社において、私鉄総連北海道地方労働組合の組合員が従事する全職場  
3 場 所 道北バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、土別軌道株式会社、宗谷バス株式会社、北紋バス株式会社、網走バス株式会社、十勝バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、くしろバス株式会社、根室交通株式会社、道南バス株式会社、函館バス株式会社、株式会社じょうてつ、夕張鉄道株式会社、北海道北見バス株式会社

4 概 要 私鉄総連北海道地方労働組合及びその支部等が行う争議行為に対抗して事業所閉鎖等を行う。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する地方臨時種畜検査を次のとおり行う。  
平成14年3月15日  
北海道知事 堀 達也

支庁名	検査の期日	検査の場所	家畜の種類
石狩	5月14日	市町村名 位 置 千歳市 大西 一成 馬 同 同 恵庭市 中島 同 同 同 同 同 札幌市 下川 未 揮 同 同 同 同 今金町 河島 永 農 同 同 同 同 上川 西島 永 農 同 同 同 同 同 外崎 農 同 同 同 同 同 橋本 正 弘 同 同 同 同 同 日高家畜保健衛生所前 同	

公 報

北海道立野幌森林公園駐車場条例（昭和46年北海道条例第5号）第4条の規定に基づき、平成14年度における北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場の供用期間を4月2日から11月4日までに変更した。  
平成14年3月15日  
北海道知事 堀 達也

公 報

北海道十勝支庁告示第6号  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成14年3月15日  
北海道十勝支庁長 尾山 篤治

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
中川郡幕別町旭町<sup>24</sup>番9のうち、幸町1番のうち、16番3、16番4（第1工区）

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中川郡幕別町本町130番地 幕別町長 岡田 和夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年5月31日 十建指第13-3号

**帯広土木現業所告示**

**北海道帯広土木現業所告示第6号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。  
平成14年3月15日

北海道帯広土木現業所長 高 井 修

- 1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地	面積 (㎡)	入札執行日時
帯土 - 1	帯広市西11条南9丁目17番 帯広市西12条南9丁目10番2	43.71 274.51	平成14年4月22日 午前11時

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 成年被後見人・被保佐人又は被補助人として登記されている者  
（成年被後見人又は被保佐人とみなされる者で登記への移行手続をしていないもの及び心神耗弱以外の原因による準禁治産者を含む。）

(2) 破産者で復権を得ない者

- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所 管理部用地課  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4231

- 4 入札執行の場所

帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所 大会議室

- 5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上にの額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

- 6 郵便又は電報による入札認めないものとする。
- 7 契約保証金  
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道帯広土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

- 9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書（上記2に係る証明書の添付が必要）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成14年4月15日（月）

- (2) 提出場所 帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所管理部用地課

- 10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

- 11 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともあ

**帯広土木現業所告示**

**北海道立畜産試験場告示第3号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月15日

- 1 資格及び調達をする役務の種類  
北海道立畜産試験場長 田 村 千秋

平成14年度において北海道立畜産試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般

<p>競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。</p> <p>(1) 契 約 平成14年3月15日に一般競争入札の公告を行う北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託契約</p> <p>(2) 資 格 北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託の資格（以下「資格」という。）</p> <p>(3) 役 務 の 種 類 北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託</p> <p>2 資 格 要 件</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。</p> <p>(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。</p> <p>(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき「ボイラー・技士」の資格を有する者を雇用していること。</p> <p>(5) 平成14年3月1日現在において、引き続き2年以上空調暖房設備保守点検業務を営んでいること。</p> <p>3 資 格 要 件 の 特 例</p> <p>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(4)及び(5)に掲げる資格要件は、適用しない。</p> <p>(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。</p> <p>(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。</p> <p>4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法</p> <p>(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月15日から27日までの間にしなければならない。</p> <p>(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。</p> <p>ア 提出先の名称 北海道立畜産試験場総務部総務課</p> <p>イ 提出先の所在地 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地</p>	<p>5 資 格 審 査 の 再 申 請</p> <p>(1) 再 申 請 の 事 由</p> <p>次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。</p> <p>ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者</p> <p>イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したも</p> <p>ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの</p> <p>(2) 再 申 請 の 方 法</p> <p>再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>6 資 格 の 有 効 期 間 及 び 当 該 期 間 の 更 新 手 続</p> <p>(1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。</p> <p>(2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。</p> <p>7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。</p> <p><b>北海道立畜産試験場告示第4号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成14年3月15日</p> <p>北海道立畜産試験場長 田 村 千 秋</p> <p>1 入 札 に 付 す る 事 項</p> <p>(1) 調 達 を す る 役 務 の 名 称 及 び 数 量 北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務</p> <p>(2) 調 達 を す る 役 務 の 仕 様 等 入 札 説 明 書 に よ る 。</p> <p>(3) 契 約 期 間 平成14年4月15日から平成15年3月31日まで。</p> <p>(4) 履 行 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場庁舎</p> <p>2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格</p> <p>平成14年北海道立畜産試験場告示第3号に規定する北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託の資格を有すること。</p> <p>3 契 約 条 項 を 示 す 場 所</p> <p>北海道上川郡新得町字新得西5線39番地</p>
---	--

第 1348 号

解 説

公 刊

規 則

規 則

規 則

北海道立畜産試験場総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道上川郡新得町字新得西 5 線39番地

北海道立畜産試験場講堂

(2) 入 札 日 時 平成14年 4月11日 (木) 午後 2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道上川郡新得町字新得西 5 線39番地

北海道立畜産試験場総務部総務課

電話番号 01566 - 4 - 5321

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立畜産試験場総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 081 - 0038

北海道上川郡新得町字新得西 5 線39番地

電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2210

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

調 査 証 七 覧 處 察 証 七 覧 取 扱 長

北海道教育庁渡島教育局告示第 4 号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成14年 3月15日

北海道教育庁渡島教育局長 高 橋 修

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調 達 を す る 役 務 の 名 称 及 び 数 量 渡島管内道立高等学校消防用設備等点検業務委託一式 (17校)

(2) 調 達 を す る 役 務 の 仕 様 等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道函館中部高等学校、北海道函館西高等学校、北海道函館北高等学校、北海道函館商業高等学校、北海道工業

館校北高等学校、北海道函館水産高等学校、北海道大野農業高等学校、北海道松前高等学校、北海道福島商業高等学校、北海道木古内高等学校、北海道南茅部高等学校、北海道森高等学校、北海道八雲高等学校、北海道長万部高等学校、北海道上磯高等学校、北海道戸井高等学校、北海道七飯高等学校

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成14年北海道告示第 9 号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。

(2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領 (平成 4 年 9月11日付け局総第 461号) の規定に基づき指名停止期間中でない者であること。

(3) 平成14年 3月 1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有してい

<p>ること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年3月15日から22日までの開庁時間内</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札の場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4 階 403会議室</p> <p>(2) 入札日時 平成14年4月1日（月）午前10時</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p>	<p>9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>北海道教育庁渡島教育局告示第5号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月15日</p> <p>北海道教育庁渡島教育局長 高橋 修</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする役務の名称及び数量 渡島管内道立特殊教育諸学校消防用設備等点検業務委託 一式（7校）</p> <p>(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで</p>
---	---

呼 8 4 3 1 紙

弊 公 司 規 則

<p>(4) 履 行 場 所 北海道函館盲学校、北海道函館盲学校、北海道函館養護学校、北海道五稜郭養護学校、北海道七飯養護学校、北海道七飯養護学校おしま学園分校、北海道八雲養護学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。</p> <p>(2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。</p> <p>(3) 平成14年3月1日現在において、渡島支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成14年3月15日から22日までの開庁時間内</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4 階 403会議室</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年4月1日（月）午前11時30分</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p>	<p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p> <p>9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
--	--

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年3月15日

北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (事務器・電気類) 事務用机など33点
- (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (設備類) ガイ台など5点
- (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育館掃除用具類) モップなど31点
- (4) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育器具類) 得点板など96点
- (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育運動器具類) 得点板など30点
- (6) 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育暖房器具類) エトープ3点
- (7) 北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育器具類) 得点板など82点
- (8) 北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (施設管理等用品類) キーホックスなど22点

落札の氏名及び住所

- 2 落札を決定した日  
平成14年2月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (事務器・電気類) ア 氏 名 (有)コムコ 代表取締役 津 村 宏 治
  - イ 住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2
  - (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (設備類) ア 氏 名 (株)まつみ商会 代表取締役 松 見 喜代志
  - イ 住 所 帯広市東1条南20丁目14番地
  - (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育館掃除用具類) ア 氏 名 (有)村上金物店 代表取締役 村 上 正 次

イ 住 所 帯広市大通南9丁目5番地

- (4) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育器具類) ア 氏 名 (有)エース又ボーツマックス 代表取締役 森 永 義
- イ 住 所 帯広市西5条南31丁目1番地
- (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育運動器具類) ア 氏 名 (株)又ボーツハウズ 代表取締役 織 田 達 朗
- イ 住 所 札幌市中央区南3条西5丁目1番地
- (6) 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育暖房器具類) ア 氏 名 (株)まつみ商会 代表取締役 松 見 喜代志
- イ 住 所 帯広市東1条南20丁目14番地
- (7) 北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育器具類) ア 氏 名 (株)又ボーツハウズ 代表取締役 織 田 達 朗
- イ 住 所 札幌市中央区南3条西5丁目1番地
- (8) 北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (施設管理等用品類) ア 氏 名 (有)コムコ 代表取締役 津 村 宏 治
- イ 住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2
- 4 落札金額
  - (1) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (事務器・電気類) 884,000円
  - (2) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (設備類) 536,300円
  - (3) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育館掃除用具類) 286,600円
  - (4) 北海道帯広柏葉高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育器具類) 4,900,000円
  - (5) 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育運動器具類) 1,480,000円
  - (6) 北海道鹿追高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育暖房器具類) 445,700円
  - (7) 北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (体育器具類) 2,350,000円
  - (8) 北海道帯広農業高等学校校舎改築 (体育館) に係る物品 (施設管理等用品類) 292,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告  
 平成14年北海道教育庁十勝教育局告示第2号  
 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課  
 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道選挙管理委員会公告

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙管理委員会告示第33号  
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道第十三選挙区支部の会計責任者 宮野明から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号）の一部を次のとおり訂正する。  
 平成14年3月15日

「1. 収入及び支出のある団体  
 (1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額		翌年		収入		内		借入金				
		収入総額	前年繰越額	本年収入総額	繰越額	党員・会費	寄附	事業収入						
12年分 釧路支所 (政 党)														
自由民主党北海道第十三選挙区支部	13. 3. 27	344,792,174	42,822,825	301,969,349	293,747,142	51,045,682	2,099,400	1,927	9,300,000	251,970,665	24,590,000	285,880,665	285,880,665	

本部・支部からの交付金	その他の収入	経常支出			政治活動			その他の			資産等			
		人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計	選挙関係費	機関誌紙の発行事業費	政治資金パーティー	その他の事業費		調査費	寄附金	経費
14,000,000	9,284	63,813,933	586,346	4,227,287	5,885,728	74,523,294	28,763,187	5,553,034	121,800	5,674,834	771,427	184,014,400	219,223,848	有

「1. 収入及び支出のある団体  
 (1) 総括表



第 1 3 4 8 号

報 告 公 開 北 道

旭川市	98,571	紋別市	7,628
室蘭市	28,834	士別市	6,352
釧路市	51,628	名寄市	7,406
北見市	46,102	根室市	8,885
北見市	29,895	千歳市	23,223
岩見沢市	22,795	滝川市	12,683
網走市	11,303	深川市	7,497
留萌市	7,736	富良野市	6,889
苫小牧市	45,538	登別市	15,047
稚内市	11,768	恵庭市	17,022
美唄市	8,478	伊達市	9,802
江別市	32,089	北広島市	15,356

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面管轄区域

50分の1の数 8,611

3分の1の数 143,511

北海道警察旭川方面管轄区域

50分の1の数 12,112

3分の1の数 201,864

北海道警察釧路方面管轄区域

50分の1の数 11,597

3分の1の数 193,273

北海道警察北見方面管轄区域

50分の1の数 5,421

3分の1の数 90,347

調 査 報 告 書

北海道警察本部告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月15日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年3月15日に一般競争入札の公告を行う電子製版機の賃借契約

(2) 資 格 電子製版機の賃借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 賃借物品の種類 電子製版機

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成14年3月1日現在において、製版機の賃借事業を営んでいること。

(6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約の種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月15日から同年3月25日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成し

た申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請  
(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもので  
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法  
再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。  
7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

**北海道警察本部告示第37号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月15日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
電子製版機 1台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年6月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道警察本部告示第36号に規定する資格を有すること。  
3 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部1階入札会場

(2) 入札日時 平成14年4月3日 午前9時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金  
入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

第 1348 号

報 告

公 報

北 海 道 警 察 本 部 告 示 第 38 号

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。  
 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236  
 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。  
 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
 (6) この入札の執行は、公開する。  
 (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 平成14年3月15日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 6式（1か月当たりの単価）
  - (2) 調達をする賃借物品の様等 入札説明書による。
  - (3) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
  - (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。  
 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成14年4月3日 午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項  
 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236  
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札  
 (1) 郵便による入札は、認めない。  
 (2) 電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 そ の 他  
 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

- 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
  - (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
  - (6) この入札の執行は、公開する。
  - (7) 詳細は、入札説明書による。

**日本海まぐろの漁業調整委員会**

**日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号**

北海道日本海沖合海域において、総トン数20トン未満の動力漁船（船外機を使用するものを除く。）により営むまぐろ釣り漁業（はえなわ漁業等を含む。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。  
平成14年3月15日

日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長 安 藤 善 則

1 操業の制限

次に掲げる海域においては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ、まぐろ釣り漁業の操業をしてはならない。

(1) 宗谷海域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第1号 宗谷岬灯台中心点

基点第2号 豊富町と幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点 1 基点第1号から0度の線と北緯45度40.1分の線との交点

点 2 北緯45度40.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点 3 北緯45度0.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点 4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

点 5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点

(2) 留萌海域

次の基点第2号、点5、点6、点7、点8及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第2号 豊富町と幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 増毛、浜益両郡界と最大高潮時海岸線との交点

点 5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点

- 点 6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点 7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点 8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

(3) 石狩後志海域  
次の基点第3号、点8、点9及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第3号 増毛、浜益両郡界と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 島牧、瀬棚両郡界と最大高潮時海岸線との交点

点 8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

点 9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点

(4) 渡島檜山海域

次の基点第4号、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第4号 島牧、瀬棚両郡界と最大高潮時海岸線との交点

基点第5号 松前郡臼神岬灯台中心点

基点第6号 青森県東津軽郡竜飛崎灯台中心点

基点第7号 松前町小島灯台中心点

点 9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点

点 10 点11から270度の線と東経138度59.8分の線との交点

点 11 基点第7号から150度30分、14,000メートルの点

点 12 基点第7号から131度、17,000メートルの点

点 13 基点第5号から180度、10,000メートルの点

点 14 基点第5号と基点第6号を結んだ線の中心点

(5) 武蔵峠海域

次の点4、点6、点15、点16及び点4を順次に結んだ線に囲まれた海域

点 4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

点 6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

点 15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

点 16 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

(6) 特定海域

次の点7、点8、点9、点15及び点7を順次に結んだ線に囲まれた海域

基点第3号 増毛、浜益両郡界と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 島牧、瀬棚両郡界と最大高潮時海岸線との交点

点 7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点 8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

呼 8 4 3 1 3 帳

<p>点 9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点 点 15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点</p>	<p>ア 申請者の住所を有する地区に面する海域で操業する者にあつては、3港以内とする。 イ 前記ア以外の海域にあつては、海域ごととその海域に面する地区内に1港とする。 ウ 1の(4)の海域に面する地区内以外の渡島支庁管内に住所を有する者は、その申請者の住所を有する地区に別に1港を認めるものとする。</p>
<p>2 制限期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで</p>	<p>(2) 道外船の陸揚港は、承認を受けようとする海域ごととその海域に面する地区内に2港以内とする。</p>
<p>3 操業期間</p>	<p>11 漁獲物の陸揚げ制限 漁獲物は、天災、その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。</p>
<p>(1) 1の(4)の海域</p>	<p>12 漁具標識の設置義務 操業の承認を受けた者は、漁具に標識(ボンデン)を付するとともに当該承認船名及び所属漁業協同組合名を明瞭に表示しなければならない。ただし、ひき釣り及び一本釣りの場合は、この限りでない。</p>
<p>ア 一本釣り漁業 5月1日から翌年1月31日まで イ はえなわ漁業 6月1日から翌年1月31日まで</p>	<p>13 承認証の携帯義務 操業の承認を受けた者は、当該承認に係るまぐる釣り漁業を操業するときは委員会から交付を受けた承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければならない。</p>
<p>(2) その他の海域 7月1日から12月31日まで</p>	<p>14 標識板等の掲示 操業の承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。</p>
<p>4 操業の承認対象者</p>	<p>15 操業協定 (1) 1の(5)の海域において操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため、操業開始前に、まぐる釣り漁業を営む者とは他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。</p>
<p>操業の承認対象者は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) その他の海域においては、まぐる釣り漁業を操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため必要と認めるときは、操業協定を締結しなければならない。</p>
<p>(1) 前年度において、この漁業の承認を受けて、まぐる漁業を誠実に操業した者</p>	<p>(3) 前各項により、操業協定を締結したときは、これを遵守しなければならない。</p>
<p>(2) その他委員会が特に事情やむを得ないと認めたる者</p>	<p>16 船団編成 まぐる釣り漁業の操業承認を受けた者は船団を編成しなければならない。</p>
<p>5 承認をしない場合</p>	<p>17 漁獲成績報告書の提出 まぐる釣り漁業の承認を受けた者は、当該漁業終了後30日以内に別に示す「様式」により漁獲成績報告書2部を委員会に提出しなければならない。</p>
<p>次の事項に該当する場合は、操業の承認をしない。</p>	<p>18 指摘事項の遵守 前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整しまぐる釣り漁業の操業に關し必要な事項を指摘したときは、これに従わなければならない。</p>
<p>(1) 所属地区外の漁船を使用する場合、又は所属地区外の者との共同経営</p>	<p>19 附則</p>
<p>(2) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合</p>	
<p>(3) その他委員会が不相当と認めた場合</p>	
<p>6 承認隻数の制限</p>	
<p>1の(5)の海域における承認隻数は350隻以内とする。</p>	
<p>7 漁具の制限</p>	
<p>はえなわの針数は1隻につき500本以内とする。</p>	
<p>8 承認対象海域</p>	
<p>前年度において、委員会の承認を受けた操業海域の範囲内とする。ただし、委員会が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>9 操業隻数の制限</p>	
<p>1の(2)の海域のうち、次に掲げる海域内で操業できる漁船の隻数は140隻以内とする。 次の基点第8号、点17、点18及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p>	
<p>基点第8号 初山別村と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p>	
<p>基点第9号 苫前郡苫前町古丹別川河口左岸</p>	
<p>点 17 基点第8号から290度30分の線と東経141度30.8分の線との交点</p>	
<p>点 18 基点第9号から270度の線と東経141度30.8分の線との交点</p>	
<p>10 陸揚港</p>	
<p>(1) 道内船の陸揚港は、次のとおりとする。</p>	

この指示は、平成14年3月15日から施行する。

## 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号

北海道日本海沖合海域において操業する、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

平成14年3月15日

日本海まぐろ漁業

連合海区漁業調整委員会会長 安藤善則

1 操業の禁止  
北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業を禁止する。ただし、次に掲げる海域において操業する流し網漁業にあつては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

ア 次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1を順次に結んだ線によって囲まれた海域

- 点 1 北緯44度55.1分の線と東経141度14.8分の線との交点
- 点 2 北緯44度55.1分の線と東経141度26.8分の線との交点
- 点 3 北緯44度43.6分の線と東経141度29.8分の線との交点
- 点 4 北緯44度40.1分の線と東経141度29.8分の線との交点
- 点 5 北緯44度40.1分の線と東経141度14.8分の線との交点

イ 神威岬正西の線以南の海域のうち、共同漁業権に係る漁場の区域を除く海域

2 制限期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

3 操業期間

- (1) 1に掲げる海域のうち、島牧、瀬棚両郡界から297度30分以南の海域  
6月1日から12月31日まで
- (2) 1に掲げる海域のうち、島牧、瀬棚両郡界から297度30分以上の海域  
7月1日から12月31日まで

4 操業の承認対象者

操業の承認対象者は、前年度において委員会の承認を受けて、当該漁業を誠実に操業した者とする。

5 操業隻数の制限

- (1) 1のアの海域において、まぐろ流し網漁業の操業できる隻数は7隻以内とする。
  - (2) 1のイの海域において、まぐろ流し網漁業の操業できる隻数は7隻以内とする。
- 6 陸揚港

陸揚港は、操業海域に面する地区内に2港以内とする。

7 制限又は条件

まぐろ流し網漁業の承認をするに当たり、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 使用する流し網は、網の長さ12,000メートル以下でなければならない。
- (2) 使用する流し網の網目は、結節から結節までの長さが83.3ミリメートル以上でなければならない。

8 漁獲物の陸揚げ制限

漁獲物は、陸揚港以外に陸揚げし又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

9 操業承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

10 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

11 操業協定

まぐろ流し網漁業を営もうとする者は、当該漁業を営む者の間及び当該漁業を営む者与其他種漁業を営む者の間で必要と認めるときは、操業上の協定を締結し、これを遵守しなければならない。

12 漁獲成績報告書の提出

操業の承認を受けた者は、当該漁業終了後30日以内に別に示す「様式」により漁獲成績報告書2部を委員会に提出しなければならない。

13 指摘事項の遵守

前各項に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した事項は、守らなければならない。

14 附則

この指示は、平成14年3月15日から施行する。

## 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号

北海道情報公開条例の施行に関する日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成14年3月15日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 安藤善則

呼 4 8 3 1 紙

別記第 8 号様式 (第 8 条関係) その 1

北海道情報公開条例の施行に関する日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程  
北海道情報公開条例の施行に関する日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程 (平成 11 年 3 月 5 日公告) の一部を次のように改正する。  
第 8 条を次のように改める。

( 事業移送通知書 )

第 8 条 条例第 17 条の 2 第 2 項の書面は、別記第 8 号様式その 1 の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第 17 条の 2 第 5 項において準用する同条第 2 項の書面は、別記第 8 号様式その 2 の事業移送通知書によるものとする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

( 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続 )

第 9 条 条例第 18 条第 1 項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

( 1 ) 開示請求年月日

( 2 ) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

( 3 ) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第 18 条第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第 11 条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第 18 条第 2 項の書面は、別記第 9 号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第 18 条第 3 項の書面は、別記第 10 号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。第 12 条の次に次の 2 条を加える。

( 審査会に諮問した旨の通知 )

第 13 条 条例第 21 条の 2 の通知は、別記第 11 号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

( 第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知 )

第 14 条 条例第 21 条の 3 の規定において準用する条例第 18 条第 3 項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

( 1 ) 条例第 21 条の 3 第 1 号の決定をしたとき 別記第 12 号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

( 2 ) 条例第 21 条の 3 第 2 号の決定をしたとき 別記第 13 号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第 8 号様式を次のように改める。

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日

様  
日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第 17 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり事業を移送したので、通知します。

1	公文書の名称 又は内容	
2	移送をした理由	
3	移送をした日	年 月 日
4	移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5	移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 (内線) 課) 電話 部
6	備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするこ  
とになります。  
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

解 説 公 刊 報 紙

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様  
日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長  
印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を送りましたので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。  
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式 (第9条関係)

公文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様  
日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長  
印

北海道情報公開条例に基づき、年 月 日に次のとおり  
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。  
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までにご返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている 情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 - ) 電話 (内線) FAX
5 備 考	

(日本工業規格A4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長 様

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のおつた件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容		
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有	無
	開示されると 支障がある部分	
3 意見 開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を 印で囲んでください。  
なお、2の欄で、「有」を 印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記  
載してください。

(日本工業規格 A 4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様  
日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの に関する情報が記録され  
た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次  
のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があつたことを知つた日の翌日  
から起算して60日以内に、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会事務局に対し  
て行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができですが、開示を実施する日  
までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかつたときは  
に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称		
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け	第 号
3 開示決定をした理由		
4 開示を実施する日	年 月 日	
5 担 当 事 務 局 等	電話	(内線)
6 備 考		

(日本工業規格 A 4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

日本海まぐる漁業  
連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

日本海まぐる漁業  
連合海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報 (開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報)	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定)の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話 (内線)
7 備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式 (第14条関係)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日

様  
日本海まぐろ漁業  
連合海区漁業調整委員会会長  
印

日付け第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報 (非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報)のうち、開示に関する情報	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定 (原処分を変更する決定) の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話 (内線)
7 備考	

(日本工業規格A4)

附 則  
この規程は、平成14年3月15日から施行する。

漁業調整委員会

北海道情報公開条例の施行に関する道北海連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。  
平成14年3月15日

道北海連合海区漁業調整委員会会長 千葉 光 悦

北海道情報公開条例の施行に関する道北海連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する道北海連合海区漁業調整委員会規程 (平成10年5月2日公告)の一部を次のように改正する。  
第8条を次のように改める。  
(事業移送通知書)

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。  
第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。  
第12条の次に次の2条を加える。  
(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする

る。  
(第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知)

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書
  - (2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書
- 別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第8条関係)

その1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関 及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 (内線) 課) 電話 部
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。  
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担当 課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をする事になります。  
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式 (第9条関係)

公文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

北海道情報公開条例に基づき、年 月 日に次のとおり  
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。  
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までにご返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録さ れている に関 する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をす る理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 - ) 電話 (内線) FAX
5 備 考	

(日本工業規格A4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

道北連合海区漁業調整委員会会長 様

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のおつた件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有 無
3 意見 開示されると 支障がある理由	

注 2の欄は、該当する方を 印で囲んでください。  
なお、2の欄で、「有」を 印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかつたときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審査会諮問通知書

第 〇 〇 〇 号  
年 月 日

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立ての内容	
3	諮問をした日	年 月 日
4	担当事務局等	電話 (内線)
5	備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 〇 〇 〇 号  
年 月 日

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報 (開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報)	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定)の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式 (第14条関係)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

道北連合海区漁業調整委員会会長

印

日付け第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報 (非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報) のうち、 開示を求めた情報に関する情報	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定 (原処分を変更する決定) の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格 A 4)

附 則

この規程は、平成14年3月15日から施行する。

正 誤

平成14年3月12日 (第1347号)

北海道公表 (争議行為の通知) 中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

109 左 25

誤 自治労函館環境衛生労働組合 執行委員長 廣田 郁男

正 自治労函館環境衛生労働組合 執行委員長 横山 昭

平成十四年三月十五日

金曜日

一九四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課